

○京丹後市表彰条例施行規則

平成16年7月7日

規則第187号

改正 平成21年7月27日規則第27号

平成26年3月31日規則第12号

令和4年3月31日規則第33号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 自治功労者等審査委員会の組織、会議等（第2条—第8条）

第3章 表彰に係る手続（第8条の2—第12条）

第4章 礼遇の停止及び廃止（第13条—第16条）

第5章 補則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、京丹後市表彰条例（平成16年京丹後市条例第241号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自治功労者等審査委員会の組織、会議等

（自治功労者等審査委員会の委員の選考）

第2条 市長は、条例第17条の規定による京丹後市自治功労者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の委嘱に当たっては、学識及び人格ともに真に委員としてふさわしい者の中から選ばなければならない。

（審査委員会の会長及び副会長）

第3条 審査委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とし、任期は委員の任期によるものとする。

3 会長は、審査委員会を代表し、副会長は、会長に事故があるときこれに代わる。

（審査委員会の招集）

第4条 審査委員会は、会長がこれを招集する。

（会議の定足数）

第5条 審査委員会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事の決定及び秘密会)

第6条 審査委員会の会議は、秘密会を原則とし、議事の決定は表決によらないで合議によるものとする。

(記録の作成及び保管)

第7条 会長は、次条に定める書記をして次に定める事項について、記録させなければならない。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件の内容と結果の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長の指示した事項

2 前項の記録は、会長が保管する。

(書記)

第8条 審査委員会の書記は、庶務担当課の職員が行う。

第3章 表彰に係る手続

(被表彰候補者の推薦)

第8条の2 条例第6条の規定により自治功労者、功績者及び善行者を推薦しようとする者は、自治功労者等推薦書(様式第1号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(調書の作成)

第9条 市長は、条例第3条から第5条までの規定に該当する者があるとき及び前条の規定により推薦された者があるときは、その者につき、自治功労者等資格調書(様式第2号。以下「資格調書」という。)を作成し、審査委員会に送付しなければならない。

(審査委員会の答申)

第10条 審査委員会は、前条の規定により資格調書の送付を受けたときは速やかに会議を開き、条例の規定に基づき厳正にその資格について審査し、及び自治功労者等資格審査に関する答申書(様式第3号)を作成の上、市長に提出しなければならない。

(議会の同意)

第11条 市長は、条例第7条の規定により議会の同意を得ようとするときは、前条の答申書の写しを添えなければならない。

2 条例第7条ただし書の規定による場合は、資格調書の写しを添えなければならない。

3 市長は、条例第15条第2項の規定により議会の同意を得ようとするときは、第14条の答申書の写しを添えなければならない。

(表彰名簿)

第12条 条例第9条の表彰名簿の様式は、様式第4号とする。

第4章 礼遇の停止及び廃止

(自治功労者の礼遇停止)

第13条 市長は、条例第15条第4号の規定により自治功労者の礼遇を停止するときは、あらかじめ自治功労者礼遇停止に関する調書(様式第5号。以下「停止に関する調書」という。)を作成し、これを審査委員会に送付してその意見を聴かななければならない。

第14条 審査委員会は、前条の規定により停止に関する調書の送付を受けたときは、速やかに会議を開き、その内容について厳正に審査し、及び自治功労者礼遇停止に関する答申書(様式第6号)を作成の上、停止に関する調書とともに市長に提出しなければならない。

(礼遇の停止、廃止及び復活の通知)

第15条 市長は、礼遇を停止若しくは廃止した者又は礼遇の停止を復活した者があるときは、速やかにその者に対し、自治功労者礼遇停止・廃止・復活通知書(様式第7号)を作成し、これを送付して通知するものとする。

(礼遇の停止、廃止及び復活事項の名簿への登録)

第16条 市長は、前条の規定により礼遇の停止若しくは廃止又は復活に関する通知書を送付したときは、当該者に係る表彰名簿にその旨を登録するものとする。

第5章 補則

(弔慰金)

第17条 条例第14条の弔慰金は、京丹後市慶弔規程(平成16年京丹後市訓令第4号)の定めるところによる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、自治功労者等の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月27日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京丹後市表彰条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

様式第1号（第8条の2関係）

<p>自治功労者等推薦書</p> <p>京丹後市表彰条例第6条の規定により、氏を下記の とおりとして推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京丹後市長 様</p> <p style="text-align: right;">推薦者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
被表彰候補者	住 所		表彰の種類
	職 業		
	氏 名		
	生年月日		
	最終学歴		
	職 歴		
	賞罰の有無		
自治功労、功績又は善行についての詳細 （推薦者と被表彰候補者との関わり等もご記入ください。）			

様式第2号(第9条関係)

資格調書番号 第 号

自治功労者等資格調書					
住 所		表彰の種類			
職 業					
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日				
学 歴					
職 歴					
賞 罰 の 有 無					
京丹後市表彰条例第3条第1項各号に規定する在職期間			同左通算年数の計算		
職 名	在 職 期 間	在 職 年 数	左記在職年数	換 算 率	換 算 年 数
				100	
				100	
				100	
計			計		
自治功労、功績又は善行の事績					
推薦者	氏 名	住 所	被表彰候補者との関わり等		

京丹後市表彰条例施行規則第9条の規定により作成する。

年 月 日

京丹後市長



様式第3号(第10条関係)

自治功労者等資格審査に関する答申書 年 月 日送付を受けた自治功労者等資格調書に基づき、厳正公平に審査した結果、下記のとおり答申する。 年 月 日 京丹後市長 様 京丹後市自治功労者等審査委員長 印 記			
審査委員会開会年月日	出席委員	員数	
年 月 日			
年 月 日			
審査結果			
表彰の種類	資格調書番号	適否	決定した事由
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
特記事項			

様式第4号(第12条関係)

表彰名簿

表彰の種類			
写 真	表彰名簿登録番号		
	表彰名簿登録年月日		
	表彰年月日		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日		
表彰者の学歴、職歴及び主な公職歴			
年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
自治功労、功績又は善行の概要			

様式第6号(第14条関係)

自治功労者礼遇停止に関する答申書 年 月 日送付を受けた自治功労者礼遇停止に関する調書に基づき、厳正 公平に審査した結果、下記のとおり答申する。 年 月 日 京丹後市長 様 京丹後市自治功労者等審査委員長 印 記		
審査委員会開会年月日	出席委員	員数
年 月 日		
年 月 日		
審査結果		
停止調書番号	適否	決定した理由
第 号		
特記事項		

様式第7号(第15条関係)

自治功勞者禮遇 停止・廢止・復活 通知書

自治功勞者住所

氏名

下記理由によりあなたに対する本市自治功勞者としての禮遇を、停止・廢止・復活いたします。

記

理由

京丹後市表彰條例第15条第 号に該当するため

京丹後市表彰條例第15条第 号に該当消滅のため

京丹後市表彰條例第16条第 号に該当するため

上記のとおり通知する。

年 月 日

京丹後市長



様式第1号 (第8条の2関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第15条関係)